

注意事項

- 1 この書類は、介護保険法の規定により平成26年6月30日以前に指定を受けた事業者、あるいは同年7月1日以降に指定を受けた際に生活保護法等での指定を不要とする旨を申し出た事業者向けです。
- 2 この書類は、相模原市長あてに、所在地を管轄する区の福祉事務所(生活支援課)を経由して提出してください。
- 3 貴機関等が指定された場合には、指定通知書により通知します。

記載要領

- 1 介護保険法による開設許可又は指定を受けた事業所(介護保険事業所番号)ごとに記載してください。
- 2 「名称」は、略称等を用いることなく、介護保険法による開設許可または指定を受けた正式な名称を用いて記載してください。
- 3 「管理者氏名」は介護保険法の規定に基づき配置した管理者の氏名を記載してください。
- 4 保険医療機関、保険薬局、または訪問看護ステーションとして既に医療機関コード等が付番されている場合、そのコードを「医療機関コード」欄に記載してください。複数のコードを記載する場合、記載欄が不足の場合には、適宜様式を補正してそのすべてを記載してください。
- 5 「介護保険事業所番号」は、介護保険法により付番された番号を記載してください。
- 6 「申請事業」欄は今回申請する事業について、該当する欄にすべて「○」を記載してください。
- 7 「生活保護受給者等へのサービス提供開始(予定)年月日」欄は、生活保護受給者等に対するサービス提供を開始した年月日(開始予定年月日)を記載してください。
- 8 「生活保護法等既指定の年月日」欄は、すでに本法による指定を受けている事業につき、その指定を受けた年月日を記載してください。
- 9 「介護保険法の指定(許可)年月日」欄は、該当する欄に介護保険法の指定または開設許可を受けた年月日を記載してください。申請中の場合は「申請中」と記載してください。
- 10 特定施設入居者生活介護・認知症対応型共同生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護については、「入居金・賃料」「それ以外の日常生活費」について、明確に区分された資料を添付してください。(様式は任意)
- 11 申請者が法人の場合には法人名とともにその代表者の役職名及び氏名、主たる事務所の所在地を記載してください。
- 12 「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に基づく指定介護機関の指定について
 - ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律により、永住帰国後の中国残留邦人等に関する介護サービスについて、生活保護法の介護扶助等に準じた扱いがされます。
 - ・平成20年4月1日以降の生活保護法指定介護機関等の指定については、併せて当該法の指定もさせていただきます。また、指定後の事務取扱等は、生活保護法とほぼ同様です。
 - ・平成20年3月以前に生活保護法の指定を受けている介護機関等につきましては、当該法の指定を受けたものとして取り扱っています。